【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月26日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集内国 スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド 投資信託受益証券に係るファ

ンドの名称】

【届出の対象とした募集内国 5,000億円を上限とします。 投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド

ただし、愛称として「ビッグウェイブ21」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。(元本は1口=1円)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入申込受付日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される(掲載名:ビウエブ)他、委託会社、販売会社(後記(8)申込取扱場所を参照)にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/

[電話番号] 03-6711-9200

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

(5)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が 定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。詳しくは販売会 社(後記(8)申込取扱場所を参照)までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が別に定める単位とします。また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

詳しくは販売会社(後記(8)申込取扱場所を参照)までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成25年8月27日から平成26年8月26日までです。

*申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社にてお申込を取扱います。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200

(受付時間:営業日の 9:00∼17:00)

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社でお取扱します。

販売会社については、上記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託者は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信/国内/株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

<商品分類表>

何四刀衆々~ ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・							
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)					
	国内	株式					
単位型投信		債券					
	海外	不動産投信					
追加型投信		その他資産 ()					
	内外	資産複合					

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類定義>

1.単位型投信・追加型投

信による商品分類

: 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2.投資対象地域による

商品分類

: 国内

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3.投資対象資産

(収益の源泉)による

商品分類

:株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

	\ 1 ** ** **	15 55 1 5 11 1 15
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
—般	年2回	日本
大型株	年4回	北米
中小型株	年6回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット	()	(中東)
属性		エマージング
不動産投信		
その他資産		
()		
資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分定義>

・投資対象資産による

属性区分

・決算頻度による

属性区分

: 株式 一般

: 年1回 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載

があるものをいいます。

・投資対象地域による

属性区分

: 日本

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益

が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。 なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

- 1)主としてわが国の金融商品取引所上場株式から中長期的に高い成長が予想される産業、企業にフォーカスし、個別企業に対する訪問調査をベースに一社一社選別し、積極的な運用を行います。
- 2)ベンチマークをTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の 積上げをベースにポートフォリオを構築します。
- 3)株式の組入比率は、原則90%以上を目安としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより可能な限り機動的、弾力的に対処します。

|スパークス・アセット・マネジメント株式会社について|

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はJASDAQ市場(銘柄コード8739)に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

運用の特徴

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。

インペストメント・アプローチ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社(E11161)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

STEP1 3つの着眼点(企業収益の質、市場成長性、 経営戦略)から企業の実態価値を計測する。

STEP2 実態価値と市場価値(株価)の差、バリュー・ ギャップを計測する。

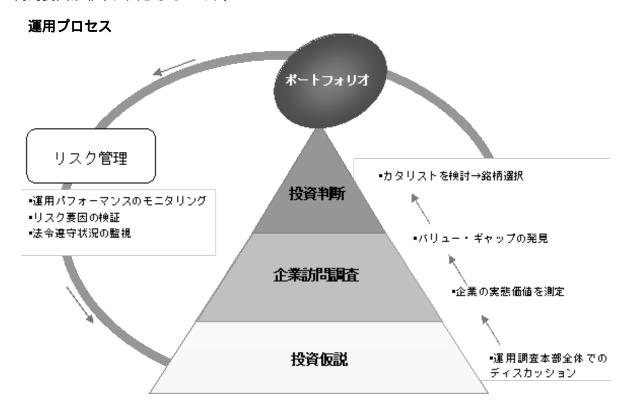
株価と企業の実態価値を比較した場合、何らかの 理由によって一致していない場合が多く、この バリュー・ギャップを投資機会と捉えます。バリュー・ ギャップが大きいほど、投資の候補となりますが、 それだけでは十分ではありません。

STEP3 バリュー・ギャップを埋めるカタリストを勘案 し投資を決定する。

カタリスト(きっかけ・要因): 株価が実態価値へ収れんする プロセス(バリュー・ギャップの解消)を促すきっかけ・要因を カタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要 な要素となります。

カタリストの例: 規制緩和や会計制度の変化といった 外的要因もありますが、コーポレート・ガバナンスの変化等の 内的要因が非常に大きなものです。





市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

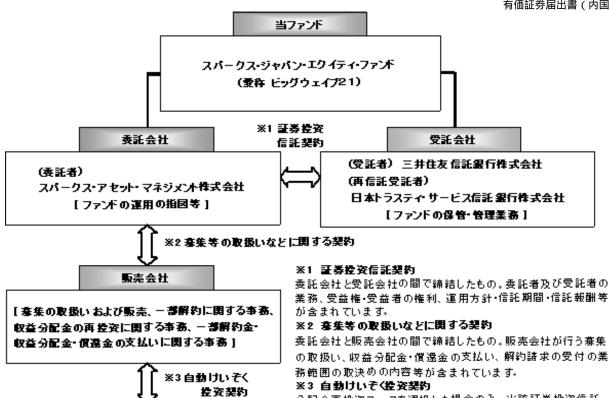
平成12年5月26日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。

平成18年10月1日 ファンドの委託者としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。

信託期間を平成32年5月25日まで延長。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 資本金 25億円(平成25年6月末日現在)

投资家(受益者)

b . 会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

分配金再投資コースを選択した場合のみ。当該証券投資信託 の實付・保管・換金・分配金の再投資等が規定されています。当

該契約に基づき、分配金は税引き後自動的に再投資されます。 販売会社によっては別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。 投資顧問業及び投資ー任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社)より会社分割により承継。

平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c . 大株主の状況(平成25年6月末日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番 4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主としてわが国の金融商品取引所上場株式から中長期的に高い成長が予想される産業、企業にフォーカスし、個別企業に対する訪問調査をベースに一社一社選別し、積極的な運用を行います。

ベンチマーク (*)をTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の積上げをベースにポートフォリオを構築します。また、同一銘柄の組入れの上限を取得時において信託財産の純資産総額の10%までとし、同時に組入れ上位30銘柄の信託財産の純資産総額に占める比率を取得時において70%程度とし、より集中度の高いポートフォリオの構築を目指します。

*「ベンチマーク」とは、ファンドの運用成績の比較対象となる指数または指標をいいます。

株式の組入比率は、原則90%以上を目安としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより可能な限り機動的、弾力的に対処します。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国

の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引 (以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)(約款第18条)
 - イ.有価証券
 - 口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託 約款に定める次のものに限ります。)
 - ・先物取引等
 - ・スワップ取引
 - ・金利先渡取引および為替先渡取引
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

投資対象とする有価証券(約款第18条の2第1項)

委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券(以下「分離型新株 予約権付社債券」といいます。)の新株予約権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株予約権証券(分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。)
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの をいいます。)
- 14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品(約款第18条の2第2項、第3項)

前項 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運 用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1)から6)までに掲げる金融商品により運用する

その他の投資対象

ことの指図ができます。

- 1) 先物取引等の運用指図(約款第23条)
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- (b) 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引 所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引 所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図(約款第24条)
- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する ものとします。
- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - 3)金利先渡取引および為替先渡取引の指図(約款第25条)
- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引

を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出 した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認 めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

当ファンドでは、平成25年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロ セスに基づき、運用を行っております。

意思決定プロセス

- a.運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、投資環 境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運 用戦略を審議の上、行われます。
- b.ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る 運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、運用調査本部、リスク管理部門、 リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応 じ臨時開催します。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

当社は、主として個別企業調査を重視したボトムアップ運用を行っており、当該企業の経営方針ならびに コーポレートガバナンス等に関する詳細な調査と十分な理解に基づいて、投資先企業の選定を行ってい ます。したがって、議決権等に係る意思表示に際しては、原則として当該投資先企業の経営方針・戦略等 を十分尊重したうえでこれを行います。

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

受託会社(再信託受託会社)に対して、SAS70(受託業務に関わる内部統制について評価する監査人 の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っ ており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制(平成25年6月末日現在)

運用調査本部

- ・日本株プロング・ショー・投資機
- ·日本株式中小型·集中投資票
- •日本株式長期厳選投資運輸
- 日本株式環境・クリーンテック投資調
- クオンツ&委託運用

共有のリサーチ・ブラットフォーム ファンドマネージャー兼アナリスト 10名 アナリスト 4名

トレーディング室 トレーダー2名

(4)【分配方針】

年1回の決算時(原則として5月25日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行い ます。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てずに信託財産内に留保した利益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。 上記の分配方針は将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款で定める投資制限

- 1)株式への投資割合は、制限を設けません。(約款 運用の基本方針 3.運用制限(1))
- 2)新株予約権証券への投資制限(約款第18条の2第4項) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3)外貨建資産への投資制限(約款第29条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

4)投資信託証券への投資制限(約款第18条の2第5項) 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える こととなる投資の指図をしません。

5)同一銘柄の株式への投資制限(約款第21条第1項)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

6)同一銘柄の新株予約権証券への投資制限(約款第21条第2項)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- 7)投資する株式等の範囲(約款第20条)
 - (a) 委託者が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている 株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の 発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、 新株予約権証券については、その限りではありません。
 - (b) 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8)信用取引の指図(約款第22条)
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 9)有価証券の貸付の指図(約款第26条)
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - (i)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 10)有価証券の空売りの指図範囲(約款第27条)
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または 11) の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該 売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付け の一部を決済するための指図をするものとします。
- 11)有価証券の借入れ(約款第28条)
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入 れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 12)外国為替予約取引の指図および範囲(約款第29条の3)
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属す る外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限 りではありません。
 - (c) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 13)資金の借入れ(約款第37条)
 - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代 金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以 内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還 金の合計額を限度とします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

- a.デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b.同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。 また、投資信託は預貯金と異なります。従って、預金保険の対象外です。登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

(1)株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2)中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3)信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

(4)派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引などの派生商品に投資することがあります。これらの運用手法は、価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(5) 一部解約による資金流出に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(6)運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社(以下「委託会社グループ」)が投資を行っている(検討している場合を含む)銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限される場合があります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。従って、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

< その他の留意事項 >

システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

購入・換金申込等に関する留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの換金申込の金額に制限を設ける場合や、一定

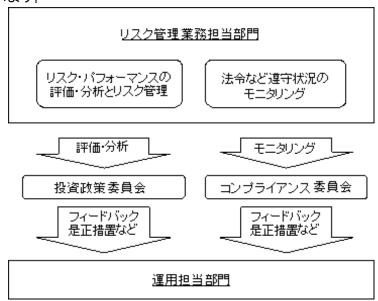
の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<リスクの管理体制>

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成25年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15% (税抜3.0%)を上限として販売会社が 定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。詳しくは販売 会社までお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる信託報酬と実績報酬との合計額とします。

信託報酬

- a.信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.785%(税抜 1.70%)の率を乗じて得た金額とします。
- b.信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。 また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- c. 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年0.9450%	年0.7350%	年0.105%
	(税抜0.90%)	(税抜0.70%)	(税抜0.10%)
100億円以上	年0.8400%	年0.8400%	年0.105%
300億円未満の部分	(税抜0.80%)	(税抜0.80%)	(税抜0.10%)
300億円以上	年0.7875%	年0.8925%	年0.105%
500億円未満の部分	(税抜0.75%)	(税抜0.85%)	(税抜0.10%)

500億円以上	年0.7560%	年0.9450%	年0.084%
1,000億円未満の部分	(税抜0.72%)	(税抜0.90%)	(税抜0.08%)
1,000億円以上の部分	年0.7245%	年0.9975%	年0.063%
	(税抜0.69%)	(税抜0.95%)	(税抜0.06%)

実績報酬

- a. 実績報酬の額は次に掲げる通りとします。
- イ.ファンドの各計算期間における日々の基準価額が、一定の「ハードル価格」(八参照)を上回った場合、当該基準価額と当該ハードル価格の差額の12.6%(税抜12%)が実績報酬として計算され、翌営業日に信託財産の費用として計上されます。なお、第14計算期間(平成25年5月28日から平成26年5月26日まで)のハードル価格は16,772円(1万口当たりの数字です。)です。
- 口.この場合の計算期間は1年間を1期として取扱います。
- ハ.「ハードル価格」は以下のとおりとします。
 - 1. 期初に決定したハードルは計算期間を通じて一定の価格を保ちます。
 - 2. ハードル価格の計算
 - ハードル価格 = (1 + ハードルレート) × 期初の基準価額 ただし、ハードルレートは年率5.00% とします。

したがって、ハードル価格 = 1.05 × 期初の基準価額となります。

3.2期目以降のハードル価格

前期末の基準価額(収益分配前)が前期のハードル価格を上回った場合

ハードル価格 = 1.05 x 前期末の基準価額

ただし、収益分配があれば、分配落ちの後の基準価額

前期末の基準価額(収益分配前)が前期のハードル価格を下回った場合

前期のハードル価格(ただし、収益分配があれば、収益分配金落ち分を控除した価額)を当期のハードル価格とします。

- b.実績報酬の支払いは、毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、実績報酬に係る消費税等相当額を実績報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- c. 実績報酬は全額委託会社が受取るものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- a.信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の 処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益 者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b.信託財産に係る監査費用は毎日、信託財産の純資産総額に年0.01%(税込)以内の率を乗じて得た金額とします。その他の諸経費は上限を定めており、毎日、信託財産の純資産総額に年0.01%(税込)の率を乗じて得た金額を超えないものとします。
- c.bに定める金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託 財産中から支弁します。
- d.ファンドにおける組入有価証券売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降)

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、下記の通り、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個人、法人別の課税について

- 1)個人の受益者に対する課税
- ・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10.147% (所得税および復興特別所得税7.147%および地方税3%)となります。平成26年1月1日以降は20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます (特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です)。その税率は、平成25年12月31日までは10.147% (所得税および復興特別所得税7.147%および地方税3%)となります。平成26年1月1日以降は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)との通算が可能です。

2)法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および 償還時の個別元本超過額について平成25年12月31日までは7.147%(所得税および復興特別所得税 7.147%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。平成26年1月1日以降は、 15.315%(所得税および復興特別所得税15.315%)となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金) を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者 が分配金を受取る際、a)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合また は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b)当 該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、 その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該分配金から当該元本払戻金(特別分 配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取っ た場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後 の当該受益者の個別元本となります。

(注)上記は平成25年6月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(注)少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・
 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期項目		項目	税金
分配時		111111111111111111111111111111111111111	配当所得として課税
		得税及び地方税	普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時		化组铁 海朗杜叫丘	譲渡所得として課税
		l 1元 4元 /父(かょに、/フ 4元	換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して
			10.147%

上記は、平成25年6月末日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2013年6月28日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	田夕	時価合計	投資比率
貝性の性料	国名	(円)	(%)
株式	日本	2,492,575,500	94.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		144,463,413	5.48
合計(純資産総額)	2,637,038,913	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(上位30銘柄)

Zt J	投資有価証券の主要銘柄】(上位30銘柄)							
順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段:簿価単 価(円) 下段:評価単 価(円)	上段:簿価金額 (円) 下段:評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	日本	株式	KDDI	情報・通信業	38,200	4,830.00 5,160.00	184,506,000 197,112,000	7.47
2	日本	株式	良品計画	小売業	20,500	7,996.58 8,140.00	163,929,821 166,870,000	6.33
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	24,300	5,169.18 5,790.00	125,611,045 140,697,000	5.34
4	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	28,200	4,180.18 4,225.00	117,881,191 119,145,000	4.52
5	日本	株式	オリックス	その他金融業	84,500	1,419.85 1,355.00	119,977,697 114,497,500	4.34
6	日本	株式	カカクコム	サービス業	32,700	2,491.12 3,025.00	81,459,572 98,917,500	3.75
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	26,100	3,885.00 3,685.00	101,398,500 96,178,500	3.65
8	日本	株式	エフピコ	化学	10,800	6,200.00 6,870.00	66,960,000 74,196,000	2.81
9	日本	株式	ロート製薬	医薬品	50,000	1,453.55 1,409.00	72,677,697 70,450,000	2.67
10	日本	株式	シマノ	輸送用機器	7,300	8,230.31 8,420.00	60,081,232 61,466,000	2.33
11	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	10,600	6,041.09 5,610.00	64,035,577 59,466,000	2.26
12	日本	株式	リンナイ	金属製品	8,100	7,926.41 7,060.00	64,203,884 57,186,000	2.17
13	日本	株式	ピジョン	その他製品	7,200	7,587.79 7,900.00	54,632,077 56,880,000	2.16
14	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,700	30,000.00 31,650.00	51,000,000 53,805,000	2.04

スパークス・アセット・マネジメント株式会社(E11161)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

								C LAICAL)	<u>.</u> 5
15	日本	t生 !	日機装		41 000	1,260.17	51,667,071	2.02	1
15	口华	が工い	口饭衣	相合物名	41,000	1,301.00	53,341,000	2.02	
16	4	±#± - \`	ドン・キホーテ	小丰米	0 100	4,825.00	43,907,500	1 67	1
16	日本	が末まり	トン・キホーナ	小売業	9,100	4,825.00	43,907,500	1.67	
17		+#-+	ジェイ エフ イー	소사 소교	40 400	2,242.81	43,510,517	4 00]
17	日本	がたまし	ホールディングス	鉄鋼	19,400	2,177.00	42,233,800	1.60	l
40	_+	+#- - -		/I/ 24	0 400	6,321.71	40,458,974	4 55]
18	日本	イオエし	日東電工	化学	6,400	6,380.00	40,832,000	1.55	
40	_	+#-+		z a ≐∩ ∀ ⊬	44 000	3,443.15	37,874,701	4 40	1
19	日本	オエし	日揮	建設業	11,000	3,570.00	39,270,000	1.49	
00		+#- - 	コ - ブ	⊥L 12 ¬ ₩	45 500	2,175.00	33,712,500	4 44	1
20	日本	がたまし	アミューズ	サービス業	15,500	2,394.00	37,107,000	1.41	l
<u></u>	-	1# -1 5	エー・ピーカンパ ニー	.l. = **	45.000	1,945.20	30,928,618	4 40	1
21	日本	株式	=-	小売業 15,900	小売業 15,	2,323.00	36,935,700	1.40	İ
00	-	1# -1 5		11 3→ ¥¥	0 400	14,286.30	34,287,117	4 40	1
22	日本	がたまし	オリエンタルランド サー	│ サービス業 │ │	2,400	15,340.00	36,816,000	1.40	l
00		+#- - 	<i></i>	不動卒 署	0.000	4,155.00	37,395,000	4 05	1
23	日本	オポエし	住友不動産	不動産業	9,000	3,955.00	35,595,000	1.35	l
24	_	+#-+	72	スの仏制ロ	22 200	1,597.00	35,613,100	4 00	1
24	日本	イオエし	アシックス	その他製品	22,300	1,571.00	35,033,300	1.33	l
0.5	_+	+#- - -		V車 C22 HW U.D.	0.700	13,723.03	37,052,184	4 00]
25	日本	イオエし	ナカニシ	精密機器	2,700	12,630.00	34,101,000	1.29	
20		+#-+	= -	*************************************	C 000	5,122.91	35,348,113	4 00]
26	日本	イオエし	テルモ	精密機器	6,900	4,935.00	34,051,500	1.29	l
07		+#-+	口未配会	電气機 型	4 000	6,610.00	32,389,000	4 00]
27	日本	イオエし	日本電産	電気機器	4,900	6,920.00	33,908,000	1.29	l
00		+#- - 	#\ +	生中半	7 400	4,726.48	33,558,017	4 04	1
28	日本	オエし	サンリオ	卸売業	7,100	4,615.00	32,766,500	1.24	l
00		+#- - 	WOWOW.	桂却 "多 合光	0.7	296,183.78	28,729,827	4 00	1
29	日本	が下工し	WOWOW	情報・通信業	97	333,500.00	32,349,500	1.23	
00	\Box $+$	+/+	4-7/	ᄮᅟᅜᄀᄱ	5 000	5,290.00	31,211,000	4 04	1
30	日本	休工	セコム	サービス業	5,900	5,400.00	31,860,000	1.21	

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	サービス業	17.87
		情報・通信業	16.76
		小売業	13.39
		化学	6.62
		輸送用機器	5.98
		電気機器	5.95
		精密機器	4.61
		その他金融業	4.41
		その他製品	3.49
		医薬品	2.67
		不動産業	2.66
		金属製品	2.17
		卸売業	1.63
		鉄 鋼	1.60
		建設業	1.49
		空運業	1.18
		機械	1.12
		保険業	0.39
		電気・ガス業	0.29
		非鉄金属	0.25
_	合計		94.52

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2001年5月25日)	14,528,778,191	14,528,778,191	0.8576	0.8576
2期	(2002年5月27日)	9,661,970,265	9,661,970,265	0.8368	0.8368
3期	(2003年5月26日)	4,924,205,280	4,924,205,280	0.5966	0.5966
4期	(2004年5月25日)	6,390,747,448	6,452,161,905	1.0406	1.0506
5期	(2005年5月25日)	4,380,418,807	4,400,765,476	1.0764	1.0814
6期	(2006年5月25日)	9,881,612,098	9,881,612,098	1.5973	1.5973
7期	(2007年5月25日)	8,035,548,670	8,035,548,670	1.4446	1.4446
8期	(2008年5月26日)	5,073,902,940	5,073,902,940	1.1487	1.1487
9期	(2009年5月25日)	2,942,076,995	2,942,076,995	0.7640	0.7640
10期	(2010年5月25日)	2,451,916,612	2,451,916,612	0.7741	0.7741
11期	(2011年5月25日)	2,091,679,701	2,091,679,701	0.7750	0.7750
12期	(2012年5月25日)	1,755,350,733	1,755,350,733	0.7137	0.7137
13期	(2013年5月27日)	2,684,033,605	2,684,033,605	1.2237	1.2237
	2012年6月末日	1,853,431,492		0.7590	
	2012年7月末日	1,809,398,673		0.7472	
	2012年8月末日	1,817,515,127		0.7577	
	2012年9月末日	1,825,354,632		0.7713	
	2012年10月末日	1,834,750,368		0.7786	
	2012年11月末日	1,869,317,344		0.8041	
	2012年12月末日	1,936,849,651		0.8396	
	2013年1月末日	2,094,113,914		0.9132	
	2013年2月末日	2,148,074,204		0.9487	
	2013年3月末日	2,409,042,003		1.0802	
	2013年4月末日	2,751,495,874		1.2508	
	2013年5月末日	2,640,863,190		1.2105	
	2013年6月末日	2,637,038,913		1.2275	

【分配の推移】

期	計算	期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2000年5月26日	至 2001年5月25日	0.0000
2期	自 2001年5月26日	至 2002年5月27日	0.0000
3期	自 2002年5月28日	至 2003年5月26日	0.0000
4期	自 2003年5月27日	至 2004年5月25日	0.0100
5期	自 2004年5月26日	至 2005年5月25日	0.0050
6期	自 2005年5月26日	至 2006年5月25日	0.0000
7期	自 2006年5月26日	至 2007年5月25日	0.0000
8期	自 2007年5月26日	至 2008年5月26日	0.0000
9期	自 2008年5月27日	至 2009年5月25日	0.0000
10期	自 2009年5月26日	至 2010年5月25日	0.0000
11期	自 2010年5月26日	至 2011年5月25日	0.0000

12期	自 2011年5月26日	至 2012年5月25日	0.0000
13期	自 2012年5月26日	至 2013年5月27日	0.0000

【収益率の推移】

1 公正十の1日91					
期	計算期間		前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2000年5月26日	至 2001年5月25日	1.0000	0.8576	14.24
2期	自 2001年5月26日	至 2002年5月27日	0.8576	0.8368	2.43
3期	自 2002年5月28日	至 2003年5月26日	0.8368	0.5966	28.70
4期	自 2003年5月27日	至 2004年5月25日	0.5966	1.0506	76.10
5期	自 2004年5月26日	至 2005年5月25日	1.0406	1.0814	3.92
6期	自 2005年5月26日	至 2006年5月25日	1.0764	1.5973	48.39
7期	自 2006年5月26日	至 2007年5月25日	1.5973	1.4446	9.56
8期	自 2007年5月26日	至 2008年5月26日	1.4446	1.1487	20.48
9期	自 2008年5月27日	至 2009年5月25日	1.1487	0.7640	33.49
10期	自 2009年5月26日	至 2010年5月25日	0.7640	0.7741	1.32
11期	自 2010年5月26日	至 2011年5月25日	0.7741	0.7750	0.12
12期	自 2011年5月26日	至 2012年5月25日	0.7750	0.7137	7.91
13期	自 2012年5月26日	至 2013年5月27日	0.7137	1.2237	71.46

⁽注)収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間 末の1口当たり純資産額(分配落の額。以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産 額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

- /					
期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)		
1期	自 2000年5月26日 至 2001年5月25日	33,895,038,297	16,954,741,955		
2期	自 2001年5月26日 至 2002年5月27日	237,765,541	5,632,034,358		
3期	自 2002年5月28日 至 2003年5月26日	41,594,858	3,334,224,924		
4期	自 2003年5月27日 至 2004年5月25日	129,896,415	2,241,848,090		
5期	自 2004年5月26日 至 2005年5月25日	97,221,314	2,169,333,105		
6期	自 2005年5月26日 至 2006年5月25日	3,271,050,886	1,153,907,568		
7期	自 2006年5月26日 至 2007年5月25日	1,064,550,476	1,688,494,287		
8期	自 2007年5月26日 至 2008年5月26日	70,127,235	1,215,549,329		
9期	自 2008年5月27日 至 2009年5月25日	50,991,588	616,980,493		
10期	自 2009年5月26日 至 2010年5月25日	5,131,819	688,701,497		
11期	自 2010年5月26日 至 2011年5月25日	6,929,513	475,513,409		
12期	自 2011年5月26日 至 2012年5月25日	2,463,103	241,950,351		
13期	自 2012年5月26日 至 2013年5月27日	27,812,148	293,956,949		

⁽注1)本邦外における設定および解約の実績はありません。



⁽注2)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

(2013年6月28日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移 当初設定日(2000年5月26日)~2013年6月28日



※ 1 基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬および実績報酬等控除 後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして計算したものです。

後のものであり、祝ら前のが配金を再投資したものとして計算したものとす。 ※ 2 TOPIX は設定日前営業日 (2000 年 5 月 25 日) を 10.000 として 指数化しております。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	12.275円
純資産総額	26.4億円

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年5月	0円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
2010年5月	0円
2009年5月	0円
設定来累計	150円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	94.5%
キャッシュ等	5.5%

■ 組入上位10銘柄

	901731C1	未催	TPde
1	KDDI	情報·通信業	7.5%
2	良品計画	小売業	6.3%
3	ソフトバンク	情報・通信業	5.3%
4	エイチ・アイ・エス	サービス業	4.5%
5	オリックス	その他金融業	4.3%
6	カカクコム	サービス業	3.8%
7	本田技研工業	輸送用機器	3.6%
8	エフピコ	化学	2.8%
9	ロート製薬	医薬品	2.7%
10	シマノ	輸送用機器	2.3%

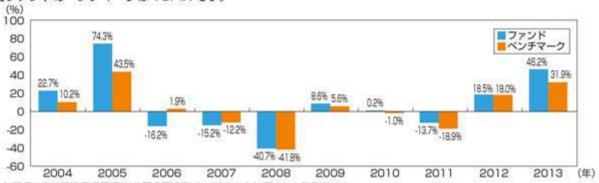
■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	サービス業	17.9%
2	情報·通信業	16.8%
3	小売業	13.4%
4	化学	6.6%
5	輸送用機器	6.0%
6	電気機器	6.0%
7	精密機器	4.6%
8	その他金融業	4.4%
9	その他製品	3.5%
10	医薬品	2.7%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは TOPIX です。



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2013年は1月1日から6月末までの収益率を表示しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 販売会社で毎営業日に購入申込いただけます。

購入単位は販売会社が別に定める単位とします。

また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 購入申込時限

購入申込期間は平成25年8月27日から平成26年8月26日までです。

*購入申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

購入申込は、原則として、午後3時までとさせていただきます。

当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 購入申込に係る制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設けることがあります。

(4) 購入価額

購入申込受付日の基準価額です。

(5) 購入(申込)手数料

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(6) 購入代金の支払い

販売会社が指定する日までに購入代金をお支払いください。

*購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

(1) 毎営業日に販売会社で換金の申込ができます。 換金単位は販売会社が別に定める単位とします。 詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 換金申込時限

換金申込は、原則として、午後3時までとさせていただきます。

当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負

担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が あるときは、換金申込の受付を中止することができます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金(解約)手数料

換金(解約)時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払します。

*換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託 契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を 行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行わ れます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される(掲載名:ビウエブ)他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 [ホームページ]http://www.sparx.co.jp/

[電話番号] 03-6711-9200

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成12年5月26日から平成32年5月25日までとします。ただし、下記(5)その他 ファンドの 償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

年1回の決算時(原則として5月25日、休業日の場合は翌営業日)に、約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。個別元本により普通分配金と特別分配金が計算されます。

(分配金受取コースを選択の場合)

原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

(分配金再投資コースを選択の場合)

分配金は税引後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

*分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で購入申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【その他】

ファンドの償還条件

- イ.委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が30億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 口. 委託者は、イの事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載 した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係 るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ.ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる べき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二、八の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると きは、イの繰上償還をしません。
- ホ.委託者は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対 して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- へ.八からホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、八の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- イ.委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 口.委託者は、イの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ.ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる べき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二.八の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると きは、イの信託約款の変更をしません。
- ホ.委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.sparx.co.jp/

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公 告は日本経済新聞に掲載することとします。

4【受益者の権利等】

収益分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金については、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。なお、分配金再投資コースを選択の場合、分配金は税金引後自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

償還金については、原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。また、受益者が分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第13期計算期間(平成24年5月26日から平成25年5月27日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期計算期間末 (平成24年5月25日現在)	第13期計算期間末 (平成25年5月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	330,077	-
コール・ローン	95,536,025	209,090,003
株式	1,650,712,020	2,522,396,400
未収入金	41,011,867	114,735,729
未収配当金	18,091,158	13,856,850
未収利息	130	171
流動資産合計	1,805,681,277	2,860,079,153
資産合計	1,805,681,277	2,860,079,153
負債の部		
流動負債		
未払金	33,331,247	150,676,057
未払解約金	-	4,934,434
未払受託者報酬	988,920	1,188,781
未払委託者報酬	15,822,603	19,020,522
その他未払費用	187,774	225,754
流動負債合計	50,330,544	176,045,548
負債合計	50,330,544	176,045,548
純資産の部		
元本等		
元本	2,459,481,679	2,193,336,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	704,130,946	490,696,727
(分配準備積立金)	510,384,979	481,839,460
元本等合計	1,755,350,733	2,684,033,605
純資産合計	1,755,350,733	2,684,033,605
負債純資産合計	1,805,681,277	2,860,079,153

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

営業収益 39,665,358 受取配当金 39,665,358 受取利息 51,423 有価証券売買等損益 160,145,015	34,250,343
受取利息 51,423	34 250 343
,	37,230,373
有価証券売買等損益 160.145.015	60,836
	1,164,816,030
その他収益 121,354	32,466
営業収益合計 120,306,880	1,199,159,675
営業費用	
受託者報酬 2,039,538	2,149,719
委託者報酬 32,632,380	34,395,482
その他費用 <u>387,276</u>	408,212
営業費用合計 35,059,194	36,953,413
営業利益又は営業損失() 155,366,074	1,162,206,262
経常利益又は経常損失() 155,366,074	1,162,206,262
当期純利益又は当期純損失() 155,366,074	1,162,206,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() 4,183,411	56,964,620
期首剰余金又は期首欠損金() 607,289,226	704,130,946
剰余金増加額又は欠損金減少額 54,910,529	89,586,031
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額 54,910,529	84,415,267
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	5,170,764
剰余金減少額又は欠損金増加額 569,586	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 569,586	-
分配金 0	1 0
期末剰余金又は期末欠損金() 704,130,946	490,696,727

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第13期計算期間	
区分	自 平成24年5月26日	
	至 平成25年5月27日	
1.有価証券の評価	「株式」	
基準及び評価方 法 -	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の	(1)「受取配当金」	
計上基準	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。	
	(2)「有価証券売買等損益」	
	約定日基準で計上しております。	
3 . その他	当ファンドは、原則として毎年5月25日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日であるため、当計算期間を平成24年5月26日から平成25年5月27日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分		第12期計算期間末	第13期計算期間末
		(平成24年5月25日現在)	(平成25年5月27日現在)
1	計算期間末日における受益権の 総数	2,459,481,679口	2,193,336,878口
2	投資信託財産計算規則第55条の 6第1項第10号に規定する額		
	元本の欠損	704,130,946円	-
3	1口当たり純資産額	0.7137円	1.2237円
	(1万口当たり純資産額)	(7,137円)	(12,237円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期計算期間	第13期計算期間	
自 平成23年5月26日	自 平成24年5月26日	
至 平成24年5月25日 至 平成25年5月27日		
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

,	
	第13期計算期間
区分	自 平成24年5月26日
	至 平成25年5月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運 用を行っています。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

金融商品の内容

当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。

・有価証券

当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.有価証券関係」の通りであります。

・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

金融商品に係るリスク

当ファンドは、以下のリスクを内包しております。

A)市場リスク

- ・株価等変動リスク
- B)流動性リスク
- C)信用リスク

3.金融商品に係 るリスク管理体 制

弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。

4.金融商品の時 価等に関する事 項についての補 足説明 当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	第13期計算期間
区分	自 平成24年5月26日
	至 平成25年5月27日
1.貸借対照表計上額、 時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価 しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	有価証券
	有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

MACE STEEL MATTER STEELS	
第12期計算期間	第13期計算期間
自 平成23年5月26日	自 平成24年5月26日
至 平成24年5月25日	至 平成25年5月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第12期計算期間	第13期計算期間	
区分	自 平成23年5月26日	自 平成24年5月26日	
	至 平成24年5月25日	至 平成25年5月27日	
期首元本額	2,698,968,927円	2,459,481,679円	

EDINET提出書類

スパークス・アセット・マネジメント株式会社(E11161) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

期中追加設定元本額	2,463,103円	27,812,148円
期中一部解約元本額	241,950,351円	293,956,949円

2.有価証券関係

売買目的有価証券

	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)		
種類	第12期計算期間末	第13期計算期間末	
	(平成24年5月25日現在) (平成25年5月27日現		
株式	122,640,306 803,		
合計	122,640,306	803,444,702	

3. デリバティブ取引関係

第12期計算期間	第13期計算期間
自 平成23年5月26日	自 平成24年5月26日
至 平成24年5月25日 至 平成25年5月27日	
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式 (平成25年5月27日現在)

<u>)株式</u>	_(平成25年5月27日現在)				
銘柄 コード	銘柄名	株式数 (株)	評価単価 (円)	評価金額(円)	備考
2157	コシダカホールディングス	3,800	4,055	15,409,000	
2193	クックパッド	4,600	2,820	12,972,000	
2371	カカクコム	32,600	2,491	81,206,600	
2413	エムスリー	102	207,600	21,175,200	
2419	日本ERI	7,800	1,569	12,238,200	
2782	セリア	5,400	2,456	13,262,400	
3175	エー・ピーカンパニー	10,000	1,900	19,000,000	
3230	スター・マイカ	11,000	1,229	13,519,000	
3333	あさひ	11,400	1,635	18,639,000	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	4,600	2,811	12,930,600	
3657	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス	6,200	2,142	13,280,400	
3674	オークファン	600	25,300	15,180,000	
3715	ドワンゴ	45	538,000	24,210,000	
3730	マクロミル	17,800	1,264	22,499,200	
4063	信越化学工業	3,700	6,470	23,939,000	
4282	イーピーエス	66	133,800	8,830,800	
4301	アミューズ	15,500	2,175	33,712,500	
4527	ロート製薬	42,000	1,461	61,362,000	
4543	テルモ	6,300	5,130	32,319,000	
4661	オリエンタルランド	2,200	14,290	31,438,000	
4666	パーク24	25,200	1,827	46,040,400	
4681	リゾートトラスト	9,800	2,776	27,204,800	
4689	ヤフー	472	46,650	22,018,800	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	19,000	2,245	42,655,000	
5713	住友金属鉱山	21,000	1,311	27,531,000	
5947	リンナイ	7,200	8,050	57,960,000	
6054	リブセンス	2,000	7,590	15,180,000	
6058	ベクトル	6,100	2,160	13,176,000	
6073	アサンテ	28,400	960	27,264,000	
6301	小松製作所	18,600	2,595	48,267,000	
6326	クボタ	34,000	1,528	51,952,000	
6376	日機装	40,000	1,262	50,480,000	
6594	日本電産	7,000	6,610	46,270,000	
6727	ワコム	54	504,000	27,216,000	
6849	日本光電工業	8,600	3,690	31,734,000	
6861	キーエンス	1,700	30,000	51,000,000	
6988	日東電工	5,900	6,320	37,288,000	
7157	ライフネット生命保険	12,800	937	11,993,600	
7267	本田技研工業	29,000	3,885	112,665,000	+-
7309	シマノ	6,900	8,240	56,856,000	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				<u>有恤訨夯庙出書(内</u> 囯	<u> 到投貨</u>
7453	良品計画	20,300	8,000	162,400,000	
7532	ドン・キホーテ	9,100	4,825	43,907,500	
7716	ナカニシ	1,800	14,000	25,200,000	
7864	フジシールインターナショナル	4,500	2,823	12,703,500	
7936	アシックス	28,200	1,597	45,035,400	
7947	エフピコ	10,800	6,200	66,960,000	
7956	ピジョン	7,100	7,590	53,889,000	
8058	三菱商事	6,000	1,850	11,100,000	
8113	ユニ・チャーム	10,400	6,050	62,920,000	
8136	サンリオ	6,300	4,700	29,610,000	
8591	オリックス	84,400	1,420	119,848,000	
8771	イー・ギャランティ	4,000	2,651	10,604,000	
8830	住友不動産	9,000	4,155	37,395,000	
8876	リロ・ホールディング	3,500	4,420	15,470,000	
9433	KDDI	38,200	4,830	184,506,000	
9531	東京瓦斯	48,000	568	27,264,000	
9603	エイチ・アイ・エス	27,500	4,190	115,225,000	
9735	セコム	8,500	5,290	44,965,000	
9983	ファーストリテイリング	500	37,250	18,625,000	
9984	ソフトバンク	24,200	5,170	125,114,000	
9989	サンドラッグ	4,300	4,135	17,780,500	
	合 計	826,039		2,522,396,400	

(2)株式以外の有価証券(平成25年5月27日現在) 該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(その他の注記)3.デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年6月28日現在)

資産総額	2,671,460,993 円
負債総額	34,422,080 円
純資産総額(-)	2,637,038,913 円
発行済口数	2,148,339,074 🗆
1口当たり純資産額(/)	1.2275 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換について
 - 該当事項はありません。
- (2) 受益者等に対する特典 該当するものはありません。
- (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、 委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1)資本金の額(平成25年6月末日現在)

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株 発行済株式総数 50,000株

最近5年間における資本の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構(平成25年6月末日現在)

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。取締役会は、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

運用体制

- 1) 当ファンドでは、平成25年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。
- 2)意思決定プロセス
- イ. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「投資政策委員会」において、 投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」 において、運用戦略を審議の上、行われます。
- ロ.ファンドマネージャーは「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。投資政策委員会は、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

2【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

(関東財務局長(金商)第346号)

(1)投資顧問業

平成18年8月投資ー任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社 (平成12年3月社名変更後の商号:スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社))の業務を平成18年10月1日に承継しました。

(2)投資信託委託業

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社)の事業を平成18年10月1日に承継しました。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年6月28日現在次の通りです。

(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(億円)		
追加型株式投資信託	21	533		
追加型証券投資信託	4	122		
合計	25	655		

(3)第一種金融商品取引業

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

資本剰余金 資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

	 前事業年度	(単位:百万円) 当事業年度
	即争集牛及 (平成24年 3 月31日)	ョ事業牛皮 (平成25年3月31日)
(資産の部)	(1100 1100 127)	(
流動資産		
現金・預金	1,720	2,374
預託金	502	500
未収委託者報酬	178	13
未収投資顧問料	323	279
前払費用	39	2
未収収益	35	2
未収入金	12	
貸倒引当金	-	
その他	7	
流動資産合計	2,821	3,34
固定資産		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
有形固定資産		
建物	2 0	2 7
工具、器具及び備品	2 0	2 1
建設仮勘定	0	
有形固定資産合計	0	9
無形固定資産		
ソフトウェア	10	
無形固定資産合計	10	
投資その他の資産		
差入保証金	6	2
投資その他の資産合計	6	
固定資産合計	17	
資産合計	2,839	3,46
(負債の部)		
流動負債	4.4	
預り金 	14	1
未払手数料	45	3
その他未払金 未払法人税等	3 115	³ 32
不払法人税等 前受金	6	
	43	
経営構造改革関連損失引当金		
流動負債合計	226	59
固定負債		
資産除去債務	-	3
繰延税金負債	-	1
固定負債合計		4
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	1 0	1
特別法上の準備金合計	0	
負債合計	226	64
(純資産の部)		- -
株主資本		
資本金	2,500	2,50
次士利人人	,	,

104

499

603

104

499

603

利益剰余金		
利益準備金	145	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	636	426
利益剰余金合計	490	281
株主資本合計	2,613	2,822
純資産合計	2,613	2,822
負債純資産合計	2,839	3,469

(2)【損益計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,004	593
投資顧問料収入	1,030	1,015
受入手数料	150	559
その他営業収益	4	4
営業収益計	2,191	2,172
営業費用		
支払手数料	275	250
広告宣伝費	1	2
調査費	197	149
委託計算費	71	23
営業雑経費		
通信費	17	14
印刷費	1	2
協会費	5	5
諸会費	3	1
その他	3	2
営業費用計	576	453
一般管理費		
給料	835	666
役員報酬	106	67
給料・手当	725	534
賞与	3	65
旅費交通費	67	53
事務委託費	1 381	1 308
業務委託費	209	237
不動産賃借料	229	83
租税公課	14	15
固定資産減価償却費	42	22
交際費	6	6
諸経費	64	49
一般管理費計	1,850	1,444
営業利益又は営業損失()	236	275
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	-	62
維収入	1	2
営業外収益計	1	65
営業外費用	·	
支払利息	0	_
為替差損	10	_
維損失	0	5
営業外費用計	11	5
経常利益又は経常損失()	246	334
		334
特別損失	2 174	
経営構造改革関連損失		-
特別損失合計	174	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	421	334
法人税、住民税及び事業税	2	113
法人税等調整額	-	12
法人税等合計	2	125

EDINET提出書類 スパークス・アセット・マネジメント株式会社(E11161) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

当期純利益又は当期純損失()

423

209

(3)【株主資本等変動計算書】

(3)【你工具举分交到问券目】		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本	<u> </u>	
資本金		
当期首残高	2,500	2,500
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計		
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金	-	
資本準備金		
当期首残高	104	104
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	104	104
その他資本剰余金	-	
当期首残高	499	499
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計	_	-
当期末残高	499	499
資本剰余金合計		433
	000	002
当期首残高	603	603
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計		
当期末残高	603	603
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	145	145
事業年度中の変動額		
事業年度中の変動額合計		<u> </u>
当期末残高	145	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	212	636
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失()	423	209
事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	636	426
利益剰余金合計		
当期首残高	67	490
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失()	423	209
事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	490	281
株主資本合計		
当期首残高 当期首残高	3,036	2,613
ョ 新 目	3,030	2,013
	422	200
当期純利益又は当期純損失()	423	209
事業年度中の変動額合計	423	209
当期末残高	2,613	2,822
純資産合計		
当期首残高	3,036	2,613
事業年度中の変動額		
当期純利益又は当期純損失()	423	209

EDINET提出書類

スパークス・アセット・マネジメント株式会社(E11161)

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

事業年度中の変動額合計 当期末残高

	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
423	209
2,613	2,822

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は

全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平

均法により算定しております。)

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法)を 採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年~18年

工具、器具及び備品 4年~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア(自社利用)については、社内における利用可能期間(2~5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度への影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度		
(平成24年 3 月31日)	(平成25年 3 月31日)		
1 . 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。	1 . 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。		
金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の	金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の		
5	5		
2 . 有形固定資産の減価償却累計額	2 . 有形固定資産の減価償却累計額		
建 物 64百万円	建 物 9百万円		
工具、器具及び備品 147百万円	工具、器具及び備品 6百万円		
3 . 関係会社に対する資産及び負債	3 . 関係会社に対する資産及び負債		
その他未払金 - 百万円	その他未払金 159百万円		

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 311百万円			1 . 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 233百万円
上しております。	において、以下のと		
┃┃用途	種類	場所	
建物 本社資産 工具、器具及び 東京都品川区 備品			
資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。 上記資産については、当社の本社移転に伴い、有形固定 資産のうち移転後に使用見込みのない資産について、当 事業年度末未償却残高の全額(64百万円)を保守的に、 減損損失として経営構造改革関連損失に含めて特別損 失に計上しております。			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類 当事業年度期首		増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類 当事業年度期首		増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 配当の原資 (百万円)		1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年 6 月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年 3 月31日	平成25年 7 月14日

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,720	1,720	-
(2)預託金	502	502	-
(3) 未収委託者報酬	178	178	-
(4) 未収投資顧問料	323	323	-
(5)未収収益	35	35	-
資産計	2,761	2,761	-
(1)未払手数料	45	45	
(2) その他未払金	115	115	-
負債計	161	161	•

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2)預託金、(3)未収委託者報酬、(4)未収投資顧問料及び(5)未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<u>負債</u>

(1) 未払手数料、(2)その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				<u>(+u.u/))</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,720	-	-	-
預託金	502	-	-	-
未収委託者報酬	178	-	-	-
未収投資顧問料	323	-	-	-
未収収益	35	-	-	-
合計	2,761	•	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	 時価	差額
 (1) 現金・預金	2,374	2,374	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	130	130	-
(4) 未収投資顧問料	279	279	-
(5)未収収益	24		
貸倒引当金(*1)	0		
	23	23	-
資産計	3,307	3,307	-
(1) 未払手数料	38	38	-
(2) その他未払金	323	323	-
負債計	361	361	-

(*1) 未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項。

<u>資 産</u>

(1) 現金・預金、(2)預託金、(3)未収委託者報酬、(4)未収投資顧問料及び(5)未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,374	ı	•	-
預託金	500	1	•	-
未収委託者報酬	130	1	-	-
未収投資顧問料	279	•	•	•
未収収益	24	-	-	-
合計	3,308	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	268百万円	250百万円
資産除去債務	-	13
未確定債務否認	44	5
金融商品取引責任準備金	0	0
その他の税務調整項目	2	29
繰延税金資産小計	315	298
評価性引当額	315	298
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	<u> </u>	12
繰延税金負債合計	-	12
繰延税金負債の純額	-	12

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。また、当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度末(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度末(平成25年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	欧州	バミューダ	その他	合計	
1,363	465	337	25	2,191	

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地 (ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア (注) 1.	368	投信投資顧問業
A社(注) 2 .	352	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	337	投信投資顧問業

- (注)1.営業収益の10%を超える当ファンドの最終受益者は存在しておりません。
 - 2.A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるた

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	欧州	バミューダ アジア		その他	合計	
1,109	519	264	264	14	2,172	

⁽注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社(注)	411	投信投資顧問業
B社(注)	264	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	264	投信投資顧問業

⁽注) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)								
		ス・グ 東京都 12.451													業務委託 (注1)	311	未収入金 (注2)	10
	スパーク						グループ	資金の 借入	1,500	-	-							
親会社	ス・グ ループ株			純粋持株 会社	(被所有) 直接100	管理会社 役員の兼 務あり	資金借入 の返済	1,500	-	-								
	式会社					رن (20 زر)	利息の 支払 (注1)	0	-	-								

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注2)業務委託料について概算額で精算を行っており、事業年度末において支払金額が過大となったため、未収入金が発生しております。
- (注3)上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (千米 ドル)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
	SPARX Overseas	バ m i	1,562	資産運用業		海外籍ファン ドの運用・ 管理業	運用報酬等の 受取 (注1)	264	未収投資 顧問料	125	
	Ltd.	ダ諸島				販売会社	手数料の受取 (注1)	68	未収収益	14	
同一の親会社をもつ会社	Fairchild Advisors Limited	ケイマ ン諸島	0	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取 (注1)	6	-	-	
公 社	SPARX Asia Capital Management Limited	Capital ケイマ	Capital ケイマ 5.53	5,535	資産運用業		海外籍ファン ドの運用・ 管理業	運用報酬等の 受取 (注1)	0	未収投資 顧問料	0
		ent ノ商島				販売会社	手数料の受取 (注1)	8	未収収益	3	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2)上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。
 - 2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社(株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							業務委託 (注1)	233	未払金	68
スパーク						運用報酬 等の受取 (注1)	5	未収投資顧 問料	6	
	スパーク	パーク					金銭貸付 (注2)	400	1	1
親会社	ス ・ グ ループ株 式会社	東京都品川区	12,456	純粋持株 会社	(被所有) 直接100	グループ 管理会社	金銭貸付 の返済 (注2)	400	-	-
						利息の 受取 (注2)	0	-	-	
							連結納税 による個 別帰属額	89	未払金	89

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注2)金銭貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3)上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (千米 ドル)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親をも社	SPARX Overseas Ltd.	パ ミュー 1,56 ダ諸島	1 562	資産運用業	なし	海外籍ファン ドの運用・ 管理業	運用報酬等の 受取 (注1)	213	未収投資 顧問料	41
			1,002			販売会社	手数料の受取 (注1)	46	未収収益	10
	SPARX Asia Capital	ケイマン辞典	ァイマ √諸島 5,535 資	資産運用業	なし	海外籍ファン ドの運用・ 管理業	運用報酬等の 受取 (注1)	3	未収投資 顧問料	1
	Management Limited	ノ語島				販売会社	手数料の受取 (注1)	2	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2)上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社(株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度			
(自 平成23年4月1日		(自 平成24年4月1日			
至 平成24年3月31日)		至 平成25年3月31日)			
1株当たり純資産額	52,261円33銭	1株当たり純資産額	56,446円17銭		
1株当たり当期純損失金額()	8,473円94銭	1株当たり当期純利益金額	4,184円84銭		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につい			
は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株	k式が存在し	ては、潜在株式が存在しない	ため記載しておりません。		
ないため記載しておりません。					

(注)1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成24年 3 月31日)	当事業年度末 (平成25年 3 月31日)	
純資産の部の合計額(百万円)	2,613	2,822	
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	•	•	
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	2,613	2,822	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	50,000	50,000	

(注)2.1株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(12) = 1) 10 31 7C = 10 = 10C 10 1 31 1 1	
項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	423	209
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (百万円)	423	209
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000	50,000

(重要な後発事象)

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分)

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、平成25年6月17日開催の第7回定時株主総会に、資本 準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会におい て承認可決されました。

1 資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分の目的

今後の資本政策における機動性を確保する等のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額104,750,556円全額及び利益準備金の額145,249,444円全額をそれぞれ減少し、資本準備金についてはその他資本剰余金に振り替え、また利益準備金についてはその他利益剰余金に振り替えることといたしました。

また、上記振り替え後のその他資本剰余金281,610,160円を、会社法第452条の規定に基づきその他利益剰余金に振り替え、繰越損失(繰越利益剰余金のマイナス)を一掃した上で、その他資本剰余金を原資として、期末配当を行うことといたしました。

- 2 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容
- (1) 資本準備金の額の減少

減少する準備金の額 資本準備金の全額 104,750,556円 増加する剰余金の額 その他資本剰余金 104,750,556円 効力発生日 平成25年7月14日(予定)

(2) 利益準備金の額の減少

減少する準備金の額 利益準備金の全額 145,149,444円 増加する剰余金の額 その他利益剰余金 145,149,444円 効力発生日 平成25年7月14日(予定)

- 3 剰余金処分の内容
- (1) 減少する剰余金の項目とその額 その他資本剰余金 281,610,160円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 281,610,160円
- 4 剰余金の配当の内容
- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株当たり5,500円 配当総額 275,000,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年7月14日(予定)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁じられています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等 (委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な 関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において 同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商 品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

平成25年6月17日開催の定時株主総会にて、定時株主総会の招集時期を「毎年6月」から「毎事業年度末日の翌日から3ケ月以内」とする旨の定款の一部変更決議を行っております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円(平成25年6月末日現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき、信託業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円(平成25年6月末日現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受 託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の すべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 (平成25年6月末日現在)	事業の内容					
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	405億円	「金融商品取引法」に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。					
シティバンク銀行株式会社	1,231億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。					

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

三井生命保険株式会社	1,672億円	保険業法に基づき、保険業を営んでいます。
株式会社SBI証券	479億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融 商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	74億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融 商品取引業を営んでいます。
SMBCフレンド証券株式会社	272億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融 商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社:ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、

信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社:受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支

払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

受託会社:該当事項はありません。 販売会社:該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨 の記録をしておくべきである旨
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。 ファンドの形態等を記載することがあります。
 - 図案を採用することがあります。
- (3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5)請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成25年7月19日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファン ドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成24年5月2 6日から平成25年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計 算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を 作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見 を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠 して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合

理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監 査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に 基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用し た会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸 表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成25年5月27日現在の信託財産の状 態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している ものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間 には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管し ております。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公司会計士

業務執行社員

公認会計士 英 公 一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員 業務執行社員

^{士社员} 公認会計士

伊藤雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

EDINET提出書類 スパークス・アセット・マネジメント株式会社(E11161) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)